

雇用保険被保険者 **β** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)  
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5088 - 450382 - 8		3 フリガナ	キノシタ アヤ		4 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和	7	8	14
2 事業所番号	1401 - 634117 - 3		休業等を開始した 者の氏名	木下 あや		年 月 日				
5 名称	一般社団法人愛楽園			6 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 235 - 0016 横浜市磯子区磯子3-11-25-401 電話番号 ( ) -					
事業所所在地	神奈川県横浜市磯子区丸山1 - 15 - 1									
電話番号	045 - 353 - 8651									
住所 神奈川県横浜市磯子区丸山1 - 15 - 1										
事業主 氏名 一般社団法人愛楽園 代表理事 矢作 房										
休業等を開始した日前の賃金支払状況等										
7 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	8 7の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	9 賃金支払対象期間	10 9の 基礎 日数	11 賃 金 額			12 備 考			
休業等を開始した日	8月14日			A	B	計				
7月14日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日	8月1日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日		0	0				
6月14日 ~ 7月13日	0日	7月1日 ~ 7月31日	0日		0	0				
5月14日 ~ 6月13日	0日	6月1日 ~ 6月30日	0日		0	0				
4月14日 ~ 5月13日	8日	5月1日 ~ 5月31日	0日		0	0	令和7年5/1より産休			
3月14日 ~ 4月13日	15日	4月1日 ~ 4月30日	15日		177000	177000	週：30時間未満			
2月14日 ~ 3月13日	14日	3月1日 ~ 3月31日	14日		173860	173860				
1月14日 ~ 2月13日	15日	2月1日 ~ 2月28日	14日		183310	183310				
12月14日 ~ 1月13日	9日	1月1日 ~ 1月31日	11日		140740	140740				
11月14日 ~ 12月13日	16日	12月1日 ~ 12月31日	15日		195000	195000				
10月14日 ~ 11月13日	13日	11月1日 ~ 11月30日	12日		158280	158280				
9月14日 ~ 10月13日	12日	月 日 ~ 月 日	日							
8月14日 ~ 9月13日	17日	月 日 ~ 月 日	日							
7月14日 ~ 8月13日	13日	月 日 ~ 月 日	日							
6月14日 ~ 7月13日	14日	月 日 ~ 月 日	日							
5月14日 ~ 6月13日	17日	月 日 ~ 月 日	日							
4月14日 ~ 5月13日	13日	月 日 ~ 月 日	日							
13 賃金 に関する 特記事項						β 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 7 年 12 月 2 日 (受理番号 DI00569196 号)				
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)									
公所 共記 職載 業欄 安定										

注意  
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書（事業主控）（以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。）の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。  
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。  
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。  
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 7 年 10 月 21 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	---	--------------	--------------------------------

[続紙] 雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)  
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5088 - 450382 - 8		3 フリガナ	キノシタ アヤ		4 休業等を開始した日の	年	月	日
2 事業所番号	1401 - 634117 - 3		休業等を開始した者の氏名	木下 あや		年 月 日	令和	7	8 14
5 名称				6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 - 電話番号 ( ) -				
事業所所在地				住所 神奈川県横浜市磯子区丸山1-15-1					
電話番号				事業主 氏名 一般社団法人愛楽園 代表理事 矢作 房					
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等									
7 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	8 7の期間における賃金支払基礎日数	9 賃金支払対象期間	10 9の基礎日数	11 賃金額			12 備考		
休業等を開始した日	月 日	月 日 ~ 月 日	日	A	B	計			
月 日 ~ 休業等を開始した日の前日	日	月 日 ~ 休業等を開始した日の前日	日						
3月 14日 ~ 4月 13日	15日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日						
13 賃金に関する特記事項							休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 7年 12月 2日 (受理番号 DI00569196号)		
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし / ロ 定めあり			年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)					
公所共記職業欄安定									

注意  
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。  
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。  
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。  
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	年 月 日		-
			-